

制限付一般競争入札公告

秘匿文書等出張細断処理業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和4年5月18日

守山市長 宮本 和 宏



1 業務の概要

- (1) 入札番号 0603-1
- (2) 業務名 秘匿文書等出張細断処理業務
- (3) 履行場所 守山市吉身二丁目地先
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 業務概要 仕様書記載のとおり

2 入札参加資格に関する事項

令和4年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 【業種No.134 廃棄物収集運搬等 取扱内容④廃棄文書出張細断】を第1から第5までに希望種目として登録している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与してい

る者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札参加資格の審査について

(1) 入札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出した「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」および前条に基づき、入札参加資格を有する者であるならば、当該落札予定者を落札決定とする。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

4 入札について

入札については、守山市財務規則（昭和39年規則第6号）、守山市郵便入札実施要領（平成23年告示第31号）等により執行する。

(1) 契約担当者 守山市長 宮本和宏

(2) 入札執行者 指定職員

(3) 郵便入札（郵便入札封筒記載例を参照のこと：市ホームページに掲載）

- ・任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他業務番号等必要事項を記載のうえ、一般郵便書留、簡易郵便書留、特定記録郵便のいずれかで入札書等到着期日必着とすること。（期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。）

(4) 提出物 ①入札書

②制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

③制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(5) 入札書等到達期日 令和4年6月1日（水）

注(1) 入札書の日付については、作成日とすること。

注(2) 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口で確認すること。

(6) 郵送開始日 令和4年5月27日（金）

(7) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局

守山市役所総務部契約検査課

(8) 開札日時 令和4年6月3日（金） 午前10時

(9) 開札場所 守山市役所3階32会議室

(10) 入札金額 入札において記載する金額は、1kg当たりの単価（消費税別）を記入すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

- 6 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札額の100分の5を徴収する。
- 7 前金払 前金払は行わない。
- 8 部分払 部分払は行う。

9 入札無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が確認できないものもしくは誤りのある入札
- (4) 入札書等到達期日より後に到達した入札書
- (5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 最低制限価格を設けない

11 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。
- (2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。(ただし、入札書等を郵送していないものは不可)

※持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

提出先：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市総務部契約検査課宛

12 その他必要事項

- (1) 落札予定となるべき同価格の入札をし、かつ入札参加資格を有する者が2以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
- (2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 仕様書を熟知しておくこと。
- (4) 仕様書の質疑は5月25日(水)正午までとし、文書で守山市総務部総務課まで提出すこと。(持参によるものとし、郵送、電送その他持参以外の方法による提出は受け付けない。)回答は、質疑のあった場合のみ5月26日(木)から守山市総務部総務課で提示する。
- (5) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 仕様書等の閲覧場所 守山市総務部契約検査課

- 13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てるものとする。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部総務課

TEL 077-582-1111 FAX 077-582-0539

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539